

学生団体設立願

(西暦) 年 月 日

新潟医療福祉大学
学 生 部 長 殿

代表責任者 _____ 学部

_____ 学科 _____ 年

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

顧問教員 _____ 印

下記の通り課外活動団体を設立したいので、許可願います。

記

団 体 名 _____

活 動 目 的 _____

活 動 内 容 _____

活 動 場 所 _____

活動曜日・時間 _____

団体構成人数 _____

団 体 連 絡 先 _____

※メールアドレス

(備考) 本届出に団体構成員名簿及び活動計画書を添付すること。

学生団体設立願 団体構成員名簿

団体名： _____

| No. | 学籍番号 | 氏名 |
|-----|------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |
| 21 | | |
| 22 | | |
| 23 | | |
| 24 | | |
| 25 | | |
| 26 | | |
| 27 | | |
| 28 | | |
| 29 | | |
| 30 | | |

※欄が不足の場合は、コピーして使用すること

新潟医療福祉大学 学友会 クラブ運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は学友会会則第2条の目的を具現するための、会則第5章に定めるクラブの諸活動の積極的な振興を図り、その健全な維持、運営に係る必要事項を定める。

(クラブ活動団体)

第2条 本運営要綱で定めるクラブ活動団体（以下「クラブ等」という。）は、クラブ等の活動状況・形態によりスポーツ系、武道系、文化系と分類し、次に掲げる区分とする。

- (1) 強化指定クラブ
- (2) 学友会公認クラブ
- (3) サークル

2 強化指定クラブの管理は主に大学事務局スポーツ振興室がおこなう。ただし、本会に所属している強化指定クラブの場合は、本会の会則規程に則るものとする。

3 クラブ等は次に掲げるそれぞれの公認要件を満たさなければならない。

| 基準要件 | 強化指定クラブ | 学友会公認クラブ | | サークル | |
|-----------|--|----------------------------|-------------------|---------------------|------|
| | | クラブ A | クラブ B | サークル | |
| | 継続基準 | 継続基準 | クラブ A 昇格基準 | クラブ B 昇格基準 | 設立基準 |
| 部員数 | 10名以上 | 10名以上 | | 10名以上 | 3名以上 |
| 年間活動実績回数 | 各学連等の公式大会出場必須 | 5回以上 ^{注1)} | | 5回以上 ^{注1)} | — |
| 部長・監督の有無 | 部長または監督1名以上 ^{注2)} | 顧問または監督1名以上 ^{注2)} | | 顧問1名 ^{注2)} | 任意 |
| 総会への出席 | 必須 | 必須 | | 必須 | — |
| 提出書類の遅延 | 1回未満 | 2回未満 | 2回未満 | — | — |
| 活動継続年数 | — | — | 1年以上 | 3年以上 | — |
| クラブ活動費の有無 | 支給有 225,000円 | 支給有 225,000円上限 | 支給有 112,500円上限 | 支給無 | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・学友会公認クラブ、サークルは年度毎に「団体継続願」の提出必須 ・昇格を希望するクラブ、サークルは昇格申請を提出の上、総会での承認必須 | | | | |

注1) 大学諸行事、諸大会等への参加、対外的なセミナー開催やボランティア活動などの回数。

注2) 原則、既に他クラブの部長・監督・顧問となっている者の兼任はできない。

*継続基準を満たしていないクラブは、次年度は降格とする。

*昇格の場合は、昇格後の欄を適用する。

(設置および公認)

第3条 本学学生が本学内外でクラブ等を構成し継続して活動するためには、別表1に示す書類を本会に提出（設立申請）し、設立認可を得なければならない。

- 2 既存のクラブ等と活動内容・形態等が同等と判断されるものについては申請を受理しないこともある。また、特定の政治団体、宗教団体および営利団体に関する活動を主体とするものは申請を受理しない。
- 3 認可されたクラブ等は、翌年から毎年定められた期日までに、別表1に示す書類を本会に提出（団体継続申請）し、承認を得なければならない。
- 4 クラブ等は、所定の手続きを経て、大学の施設・備品の貸与を受け、またクラブ活動費運用規程の基準にあるとおり活動費を受給することができる。

（部長および監督等）

第4条 部長および監督等は次のとおりとする。

- 1 強化指定クラブの部長・監督およびコーチは大学が選任する。
- 2 学友会公認クラブの顧問・監督およびコーチは原則として本大学の教職員とするが、クラブの必要性に応じて学外者を充てることができる。
- 3 サークルに顧問・監督およびコーチを設置することは任意とする。ただし、必要に応じて顧問・監督およびコーチの設置を本会より依頼する。
- 4 部長・監督・顧問およびコーチは、クラブ等の指導・管理を徹底しなければならない。
- 5 部長・監督・顧問およびコーチは、原則として、クラブ等が学外活動を行う場合これを引率し、クラブ等および学生の危機管理に努めなければならない。

（運営）

第5条 課外活動は、いかなる場合も本学教育の一環とすると共に、クラブ等の運営に際しクラブ等の部長・監督・顧問・コーチおよび学生は、礼節および秩序維持、保安、防災等に配慮し、クラブ等設置目的の達成に努めなければならない。

- 2 クラブ等の部長・監督・顧問・コーチおよび学生は、以下の各号に違反しないよう、自主的な管理運営に努めなければならない。
 - （1）第2条3項に掲げる要件の維持、向上に努め、別表1に示す書類を遅延なく提出すること。
 - （2）学生部長または学友会会長が招集する会合等に出席すること。
 - （3）使用する施設、設備等の保全に努めること。
 - （4）クラブ等の会計を明確にすること。
 - （5）入部および退部については、本人の意思を尊重すること。
 - （6）特定の政治団体、宗教団体および営利団体に関する活動をしないこと。
 - （7）練習場所・時間に変動がある場合は、事前に学友会および大学に許可を得ること。

（活動停止・解散等）

第6条 本会は前条に著しく違反すると認めるとき、本会および大学の議を経て、当該クラブ等の降格、活動の一時停止、活動の無期限停止あるいは解散を命じることができる。

（事故対応）

第7条 クラブ等の活動中に事故が発生した場合は、クラブ等の部長・監督・顧問・コーチおよび大学関連部署が連携協力し対処する。

- 2 重大な事故に際しては原因調査等のために事故調査部門を設ける。

(改廃)

第8条 本要綱の改廃については、学友会総会にて審議承認する。

附則

本要綱は平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表1 提出文章等の種類

| 書類の種類 | | 提出時期 | 提出先 | 備考 | |
|-------|------------------------|---|--------|----------------|--|
| 新設 | 学生団体設立願 | 随時 | 学友会 | 書類は学生課にて受け取ること | |
| | 学生団体継続・変更届 | 随時 | | | |
| 継続 | 活動計画書 | 学友会総会にて提示された 期日までに提出 (※総会にて書類を配布) | | 学友会 | |
| | 前年度活動報告書 | | | | |
| | 構成員名簿 | | | | |
| 解散 | 学生団体解散届 | 随時 | | 書類は学生課にて受け取ること | |
| | クラブ昇格申請書 | 随時 | | | |
| | クラブ活動費執行申請書 | クラブ運営費運用規程に 定められた期日までに提出 | | | |
| | 合宿・遠征 事前届 | 合宿・遠征の出発前日まで提出 | 事務局学生課 | 書類は学生課にて受け取ること | |
| | 合宿・遠征 実施報告書 | 合宿・遠征終了後に提出 | | | |
| | 施設等使用願 | 使用希望する10日前まで提出 | 事務局総務課 | 書類は総務課にて受け取ること | |
| | 体育館使用申込書 (※当日使用に限る) | 使用当日に提出 | | | |